平成二十年経済産業省令第五十七号 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の

ために用いられるおそれがある場合を定め るものを除く。) の開発、製造又は使用の 項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当す 兀

欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除 おそれがある場合を定める省令を次のように制定 く。)の開発、製造又は使用のために用いられる に基づき、輸出貨物が同令別表第一の一の項の中 八号)第四条第一項第三号ハ及び第四号ハの規定 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十

げる場合はこの限りでない。 受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲 理人(以下「輸入者等」という。)から連絡を る旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代げる貨物の開発等のために用いられることとな た記録をいう。以下これらを総称して単に「文よっては認識することができない方式で作られ 貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨 とき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲 ととなる旨記載され、若しくは記録されている 欄に掲げる貨物の開発等のために用いられるこ 書等」という。)において、当該輸出貨物が同 出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸 いう。)のために用いられるおそれがある場合 の開発、製造又は使用(以下単に「開発等」と 核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。) 十八号)第四条第一項第三号ハに規定する輸出 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚に 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七 (同令第四条第一項第一号イにおいて定める 九 全を確保するための措置に関する法律(平成十 一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び

録されている場合であり、かつ、輸出者が同表 命の用に供される旨が文書等に記載され又は記 等から連絡を受けている場合 に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者 げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救 当該輸出貨物を用いて開発等される別表に掲

するために貨物の輸出を行う場合 づき実施される事前の訓練を含む。) の用に供 年法律第百六十四号)第四条第一項第九号に基 (同活動に付随して防衛省設置法 (昭和二十九 第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等 (同活動に付随して防衛省設置法第四条

> 場合 含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う 第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を

t 六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオース Ŧ. トラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 カ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 隊に対して貨物の輸出を行う場合 第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。 の用に供するために貨物の輸出を行う場合 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリ

場合 ダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う 第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を 助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条 ド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 ンス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフラ 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナ 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がイン 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和

十三 重要影響事態に際して我が国の平和及び安 置法第四条第一項第九号に基づき実施される事 国際平和協力業務(同活動に付随して防衛省設 する法律(平成四年法律第七十九号)に基づく 輸出を行う場合 前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の 国際連合平和維持活動等に対する協力に関

十四 重要影響事態等に際して実施する船舶検査 訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出第四条第一項第九号に基づき実施される事前の う後方支援活動及び協力支援活動の用に供する 号) に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴 捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法 活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五 を行う場合

十· 五. 実施する措置に関する法律(平成十六年法律第アメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が として貨物の輸出を行う場合 百十三号)に基づく自衛隊による行動関連措置 ために貨物の輸出を行う場合 武力攻撃事態等及び存立危機事態における

(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送 成十六年法律第百十六号)に基づく停船検査又 国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平 は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行 武力攻撃事態及び存立危機事態における外

用に供するために貨物の輸出を行う場合 行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九衛隊の部隊による海賊対処行動(当該海賊対処 づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自する法律(平成二十一年法律第五十五号)に基-七 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関 号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の

政府の取組について」に基づき自衛隊による情 に基づく協力支援活動及び捜索救助活動(同活 施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等-八 国際平和共同対処事態に際して我が国が実 化する場合への対応の用に供するために貨物の 報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変 地域における日本関係船舶の安全確保に関する に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用 動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号 に関する法律(平成二十七年法律第七十七号) に供するために貨物の輸出を行う場合 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東

この省令は、平成二十年十一月一日から施行

輸出を行う場合

する。 省令第一三号) (平成二一年三月一三日経済産業

この省令は、公布の日から施行する。 (平成二一年七月二三日経済産業

施行する。 この省令は、平成二十一年七月二十四日 省令第四一号) から

省令第二六号) 則 (平成二三年五月一八日経済産業

第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から 施行期日

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰 施行する。 (罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。 この省令は、公布の日から施行する。 省令第三号) (平成二五年一月三一日経済産業

省令第五一号)

(平成二五年九月二七日経済産業

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年十月十五日から施

(罰則に関する経過措置)

2 適用については、なお従前の例による。 この省令の施行前にした行為に対する罰則

この省令は、平成二十八年三月二十九日から 省令第四八号) (平成二八年三月二九日経済産業

施行する。 業省令第一〇七号) 則 (平成二八年一一月一八日経済産

(施行期日)

1

2 この省令(前項ただし書に規定する改正規定 為に対する罰則の適用については、 については、当該改正規定)の施行前にした行 (罰則に関する経過措置) この省令は、平成二十九年一月七日から施行 なお従前

例による。 省令第五五号) 則 (平成二九年七月二一日経済産業

ら施行する。 ド連合王国政府との間の協定の効力発生の日 本国政府とグレートブリテン及び北アイルラン テン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間 における物品又は役務の相互の提供に関する日 この省令は、日本国の自衛隊とグレートブリ

令第四〇号) 則 (令和元年一〇月八日経済産業省

この省令は、令和元年十月八日から施行す

令第三号) 附 則 (令和二年一月二〇日経済産業省

この省令は、 令和二年一月二十日から施行す

第五九号) 則 (令和三年七月七日経済産業省令

別表 の効力発生の日から施行する。 る日本国政府とインド共和国政府との間の協定 の間における物品又は役務の相互の提供に関す この省令は、日本国の自衛隊とインド軍隊と

次に掲げるもの又はこれらの部分品 は発煙のために用いるものを含む。) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又 のうち

横式総定文は1.5人の終行となけ、 横式総定文は1.5人の必要をの がこれらな野が大きによっのも のに用いる歌歌を 「一変加力の栄養者」とは埋薬文はこれらのも アルーので用いる歌歌を 「一変加力の栄養者」とは埋薬文はこれらのの火	2	
1. 公兵が、操物は、フィルの確告くらせ、 2. 東条軸 5. 5 かい		
20点、後年時、ラブル歌目しては火 を発展しているのでの米利の変形 では、利力の変形 では、利力の変形 では、自然では、一般では、一般では、 では、自然では、一般では、 では、自然では、 では、自然では、 では、自然では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		
押の火薬者 しくはか (2 付) (2		前産産の他 縄 業業にこれな空
と思するを用放えはこれものも を配す。 を取り、 を取り、 を取り、 では、これものの大 を取り、 では、これものの大 を取り、 では、これものの大 を取り、 では、これものの大		用用用机箭筑気ののいら銃砲銃
に称いて、フィルの音がなる。		火発るに、又、薬破銃類もは散
で		若器砲すりこ弾
(機構文12-14らの) (機構文12-14らの) (機構文13-14らの) (機構文14-14らの) (機構文		で
9 (2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		爆集に
報告しく(女 代) A 数値 (例 だ) A も		乗
わらの火 わらの火 わらの火		はには、一角・飲ことは、これにおいます。
の火 8 6 の 6 会 体 学 人 8 6 の 6 会 体 学 人 8 6 の 6 の 6 会 体 学 人 8 6 の 6 の 6 会 体 学 人 8 6 の 6 の 6 の 6 会 体 学 人 8 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6		れ れんるしら ら銃銃く
		の のそ砲は 火 もの弾火